

9-2 職員

単位(人数:人)

年 森 林 管 理 次 局	総 数	職 群 別 人 員							休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者
		給与法 適用者 行政職	特 例 法 適 用 者					管理職				
			非 管 理 職									
			総数	普通職	監視用務職	医療職	技能職					
平成13年4月1日	6,322	指 8 37	1,786	4,491	4,365	8	-	118	(15) 14	366	-	-
平成14年4月1日	5,851	指 8 37	1,512	4,294	4,207	4	-	83	(12) 15	344	-	-
平成15年4月1日	5,551	指 8 37	1,490	4,016	3,962	1	-	53	(12) 25	341	-	-
平成16年4月1日	5,263	指 8 30	1,147	4,078	4,045	-	-	33	(15) 18	315	-	-
平成17年4月1日	5,108	指 8 30	1,145	3,925	3,903	-	-	22	(14) 21	303	-	-
北海道	1,113	指 1 5	229	878	870	-	-	8	(2) 1	72	-	-
東北	837	指 1 4	188	644	643	-	-	1	(4) 3	64	-	-
関東	827	指 1 4	184	638	627	-	-	11	(3) 1	48	-	-
中部	579	指 1 4	117	457	456	-	-	1	(1) 4	23	-	-
近畿中国	468	指 1 3	120	344	344	-	-	-	(1) 4	26	-	-
四国	354	指 1 3	80	270	270	-	-	-	(2) 4	22	-	-
九州	713	指 1 3	147	562	562	-	-	-	(1) 1	47	-	-
林野庁	199	指 4 -	79	115	114	-	-	1	3	1	-	-
森林技術総合研修所	18	-	1	17	17	-	-	-	-	-	-	-

- 1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
- 2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
- 3 休職者以下は、総数に含まない。
- 4 組合専従職者は、休職者欄に( )外書した。
- 5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。